

京都市消防局訓令乙第 7 号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

第3条市民安全課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条教養課消防音楽隊の項に次の2号を加える。

- (3) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの育成及び指導に関する事。
- (4) 京都学生消防サポーターの育成及び指導に関する事。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)